

令和8年度 奈良市会計年度任用職員 子ども育成課（助産師・保健師・保育士）

応募締切：令和8年2月27日

1. 募集内容等

採用予定人数	2名
職務内容	<ul style="list-style-type: none">つなげる乳児おむつ宅配業務（対象者への連絡、日程調整、訪問、育児相談、子育てに関する情報提供と助言、おむつの在庫管理）支援計画（サポートプラン）作成関係機関との連絡や調整業務
募集要件	奈良市または奈良市近郊に居住し、パソコン（Word,Excel）の基本的な操作が可能であること。なお、普通自動車一種免許を有することが望ましい。
受験資格	助産師、保健師、保育士のいずれかの資格を有する者
<p>※地方公務員法第16条に規定する下記の欠格条項に該当する方は応募できません。</p> <ul style="list-style-type: none">禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者奈良市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	

2. 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
勤務地	奈良市役所1階（奈良市二条大路南1丁目1番1号）
給与	<p>日額 8,847円 × 5日/月</p> <p>※片道2キロメートル以上の場合、通勤手当相当分の支給対象。ただし、上限・要件あり。</p> <p>※条例改正により、上記の給料単価に改正が生じる場合があります。</p> <p>※年度途中の条例改正等により、任用開始日に遡及して給与に減額が生じる場合があります。</p>
勤務時間	午前8時30分～午後5時15分（休憩：1時間） 月5日勤務
休日	土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が指定する日及びに祝日及び年末年始
休暇	特別休暇他
服務	地方公務員法の服務に関する規定が適用となります。
条件付採用	地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間を良好な成績で勤務した時に会計年度任用職員

	として正式採用となります。
社会保険	雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。
その他	受動喫煙防止対策として原則敷地内を禁煙としています。
特記事項	<p>・本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。</p> <p>・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。</p> <p>・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。</p> <p>※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。</p>

3. 申込方法等

申込方法	<p>以下のWeb申込フォームから必要事項を入力のうえ、お申し込みください。</p> <p>https://logoform.jp/f/0mRPz</p> 
選考日時	申し込み後隨時、調整し連絡します。
試験の方法	<p>（1）書類選考</p> <p>提出書類 ①資格証等の写し</p> <p>② 奈良市会計年度任用職員登録申込書兼履歴書（Web）</p> <p>③小論文 400字以上</p>

	テーマ「育児負担が大きい家庭を支援するうえで大切にしたいこと」 (2) 面接試験
結果通知	選考結果を本人宛に郵送します。

問合・申込先

<住所>〒630-8580 奈良市二条大路南1丁目1番1号 奈良市役所

<担当課>子ども育成課

<電話番号>0742-34-4804

<受付時間>土日及び祝日を除く 午前9時～午後5時

※ 申込書に記載された個人情報は、登録、任用に関する事務及び任用後の人事管理に関する事務以外の目的には使用しません。

※ 任用となった場合、申込書に添付いただいた顔写真データを職員録(人材管理システム)に登録し、
府内で共有いたします(人材管理システムとは、奈良市役所内部の職員管理を担うシステムであり、
原則、市民等外部に公開されるものではありません)。

※ 給与については、奈良市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の改正により、改定
する可能性があります。

※ 今後の予算に係る議決状況により、当該募集が取り消されることや任用されないことがあります。